

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年3月10日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900332号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900096号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)におけるC共済組合の組合員資格の取得年月日を昭和60年4月1日、喪失年月日を同年10月1日に訂正し、昭和60年4月から同年9月までの標準報酬月額を46万円とすることが必要である。

昭和60年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月1日から同年10月1日まで

請求期間にA事業所に常勤のD職として勤務したが、C共済組合の組合員の記録がない。請求期間をC共済組合の組合員として、年金額に反映するよう訂正してほしい。また、年金額に反映する記録にならなくても、事実即した記録になるのであれば訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する給与明細書、雇用保険の加入記録、B事業所から提出された人事記録、同事業所の事業主の回答及び同僚の回答により、請求者は、A事業所に昭和60年4月1日から同年9月30日まで勤務し、C共済組合の組合員となる要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、C共済組合は、請求者の請求期間に係る組合員加入記録はない旨回答している上、B事業所の事業主は、請求者のC共済組合の組合員資格に係る届出及び請求者の給与からのC共済組合掛金の控除について不明の旨回答している。

また、請求者が所持する給与明細書により、請求期間の給与の支払が確認できるものの、当該給与からC共済組合掛金が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係るC共済組合掛金の控除について確認できる関連資料はないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

したがって、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として、請求者の C 共済組合の組合員資格の取得年月日を昭和 60 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 10 月 1 日に訂正し、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の給与月額から 46 万円（請求期間における C 共済組合の最高等級の標準給与の月額）とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900330号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900098号

第1 結論

請求者のA社における平成29年3月3日の標準賞与額を10万円から100万円に訂正することが必要である。

平成29年3月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月3日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年3月3日

平成29年3月3日の賞与について、A社から実際に支給された賞与額と厚生年金保険の記録が異なっている。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書(控)、A社から提出された賞与台帳及び請求者に係る平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(10万円)を超える100万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年3月3日の賞与支払額を誤って届出をしたとして、厚生年金保険被保険者賞与支払届(訂正)を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900331号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900099号

第1 結論

請求者のA社における平成29年3月3日の標準賞与額を5万円から50万円に訂正することが必要である。

平成29年3月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月3日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年3月3日

平成29年3月3日の賞与について、A社から実際に支給された賞与額と厚生年金保険の記録が異なっている。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書(控)、A社から提出された賞与台帳及び請求者に係る平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額(5万円)を超える50万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年3月3日の賞与支払額を誤って届出をしたとして、厚生年金保険被保険者賞与支払届(訂正)を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900326号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900100号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年2月1日から平成20年3月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年2月から同年4月までは17万円から44万円、平成19年5月は17万円から38万円、平成19年6月は17万円から44万円、平成19年7月は17万円から32万円、平成19年8月は17万円から41万円、平成19年9月は17万円から50万円、平成19年10月は17万円から47万円、平成19年11月は17万円から44万円、平成19年12月は17万円から47万円、平成20年1月は17万円から30万円、平成20年2月は17万円から34万円とする。

平成19年2月から平成20年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年2月から平成20年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成19年1月1日から同年2月1日までの期間、平成19年5月1日から同年6月1日までの期間、平成19年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成19年10月1日から平成20年3月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年1月、平成19年5月、平成19年7月及び平成19年8月は44万円、平成19年10月から平成20年2月までは50万円とする。

平成19年1月、平成19年5月、平成19年7月、平成19年8月及び平成19年10月から平成20年2月までの訂正後の標準報酬月額(平成19年1月については訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成19年5月、平成19年7月、平成19年8月及び平成19年10月から平成20年2月までについては上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年1月1日から平成20年3月21日まで

A社に在職中の標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成19年2月1日から平成20年3月21日までの期間について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額は17万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧及び課税庁から提出された平成21年度給与支払報告書（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）によると、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成19年2月から同年8月までは44万円、平成19年9月から平成20年2月までは50万円）はオンライン記録の標準報酬月額を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成19年2月は50万円、平成19年3月は44万円、平成19年4月は59万円、平成19年5月は38万円、平成19年6月は47万円、平成19年7月は32万円、平成19年8月は41万円、平成19年9月は50万円、平成19年10月は47万円、平成19年11月は44万円、平成19年12月は47万円、平成20年1月は30万円、平成20年2月は34万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細一覧等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成19年2月から同年4月までは44万円、平成19年5月は38万円、平成19年6月は44万円、平成19年7月は32万円、平成19年8月は41万円、平成19年9月は50万円、平成19年10月は47万円、平成19年11月は44万円、平成19年12月は47万円、平成20年1月は30万円、平成20年2月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成19年2月1日から平成20年3月21日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明で

ある旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成 19 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細一覧（平成 19 年 1 月）により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 19 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、平成 19 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 21 日までの期間について、給与明細一覧等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 19 年 1 月、平成 19 年 5 月、平成 19 年 7 月及び平成 19 年 8 月は 44 万円、平成 19 年 10 月から平成 20 年 2 月までは 50 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額又は上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の標準報酬月額について、平成 19 年 1 月、平成 19 年 5 月、平成 19 年 7 月及び平成 19 年 8 月は 44 万円、平成 19 年 10 月から平成 20 年 2 月までは 50 万円とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（平成 19 年 1 月については訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 19 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 19 年 8 月及び平成 19 年 10 月から平成 20 年 2 月までについては上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900323号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900097号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年から昭和28年6月16日まで

私は、昭和22年1月20日にA社の関連会社であったC事業所へ入社し、両社の業務を行い、昭和24年からA社で厚生年金保険に加入していたが、被保険者資格の取得年月日が昭和28年6月16日となっているので、請求期間を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、複数の同僚の回答及び陳述から、請求者がA社(平成10年12月*日にB社へ商号変更)の関連会社であるD社(昭和25年1月30日前はC事業所、平成10年12月*日にB社と合併し解散)に在籍し、両社の業務を行っていたことがうかがえる。

しかしながら、請求者がA社の経理及び社会保険担当者であり健康保険被保険者証を手渡されたとして名前を挙げた同僚及び同社の請求期間当時の事業主は亡くなっている上、B社の事業主は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、健康保険番号に欠番はなく、被保険者資格の取得日順に連番になっていることから、不自然な点は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与はD社から支払われていた旨陳述しているところ、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。